

○宮崎大学多言語多文化教育研究センター専任教員選考規程

〔平成 25 年 6 月 27 日〕
制 定

改正 平成 28 年 3 月 25 日 平成 29 年 3 月 31 日
令和元年 12 月 26 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宮崎大学多言語多文化教育研究センター規則第 9 条第 2 項の規定に基づき、宮崎大学多言語多文化教育研究センター（以下「センター」という。）の専任教員の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考)

第 2 条 専任教員の選考は、宮崎大学センター管理運営委員会（以下「管理運営委員会」という。）の議に基づき、学長が行う。

(選考委員会)

第 3 条 管理運営委員会に、センター専任教員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

(選考委員会の組織)

第 4 条 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 管理運営委員会委員の中から選出された委員 3 人
- (2) センター長

(委員長)

第 5 条 選考委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(選考方法)

第 6 条 専任教員候補者（以下「候補者」という。）の選考は、公募によることを原則とする。

(候補適任者の選出)

第 7 条 選考委員会は、候補者について、3 分の 2 以上の委員の出席する委員会において審議し、出席委員の 3 分の 2 以上の同意を得て、管理運営委員会に推薦する。

(候補者の選定)

第 8 条 管理運営委員会は、前条の規定により推薦された候補適任者について、委員の 3 分の 2 以上出席する委員会において審議し、出席委員の 3 分の 2 以上の同意を得て候補者を選定する。

- 2 管理運営委員会は、前項により選定した候補者を学長に推薦する。

(事務)

第 9 条 選考委員会の事務は、学生支援部基礎教育支援課において処理する。

附 則

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。